大阪市前立腺がん検診要精検者受入協力医療機関参加基準(案)

がん検診は大阪市と一次検診実施機関が連携して実施しており、検診後の精密検査受診状況やその結果を把握することは検診の精度管理において重要です。大阪市前立腺がん検診の精密検査受入にご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. 精密検査実施体制

- (1) 大阪市内に所在する医療機関であること。
- (2) 日本泌尿器科学会認定専門医が診療に従事していること。
- (3) 前立腺がんの確定診断が自施設で実施可能であり、次の①②③の検査体制を全て具備していること。
 - ① 直腸内触診
 - ② 画像検査(経直腸的超音波《エコー》検査、前立腺 MRI 検査)
 - ③ 前立腺針生検
- (4) 細胞診、組織診検査が自施設または他施設で可能であること。
 - ✓ 日本泌尿器科学会専門医教育施設(市内 33 病院)を 精密検査機関とすれば上記要件を満たすか?
 - ✓ 医会加入機関も可能として、病診連携で裾野を広げるか?

2. 精密検査結果について

(1) 精密検査結果は一次検診実施機関(紹介元)へ返送してください。

一次検診実施機関は、大阪市所定様式「前立腺がん検診精密検査依頼書 兼 結果報告書(3枚 複写)」による精密検査の依頼を原則としているが、当該書式によらない場合であっても、精密検査結果の返送は行う。

- (2) さらに詳細な把握が必要な場合等に、大阪市から精密検査実施機関に直接、検査結果や治療内容について直接照会することがありますので、回答にご協力ください。
- (参考) 精密検査結果の市町村への提供は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月 厚生労働省)」において、個人情報保護法第23条第1項第3号に該当する個人情報保護法の例外事項として規定されているものです。

3. その他

がん検診の精密検査は保険診療です。